

制定案

標準ロータリークラブ定款

第 13 条 「会員身分の存続」 の規定を改定する件

提案者 : RID2780 相模原南ロータリークラブ・秦野ロータリークラブ

標準ロータリークラブ定款第 13 条第 4 節(b)を次のように改正する。

(標準ロータリークラブ定款第 12 ページ)

第 13 条 会員身分の存続

第 4 節—終結一欠席。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由あると認めないと認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回~~2~~か月連続例会に出席せず、またその間に 1 度もメールアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知をした後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(本文終わり)

趣旨と効果に関する声明文

2016 年の規定審議会の決定により、「会合」「会員身分」「出席」に柔軟化が取り入れられた。現在毎週例会を開催しているクラブもあれば、月 2 回開催のクラブもある。現行の規定だと、毎週例会を開催しているクラブは 1 か月で会員身分の終結対象になってしまい、月 2 回開催のクラブと比べるとかなり明らかに不公平である。「4 つのテスト—みんなに公平か」に鑑み、回数ではなく期間を会員身分の終結の基準とすべきであると考える。

RI 貢献与える影響

この変更に伴う国際ロータリーの費用負担は一切ないものと考えられる。